

令和4年3月23日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀樹



日進市自治基本条例第28条に規定する条例の見直しの検証に
ついて（答申）

令和3年7月1日付け3日企第354号で諮問のありました、「日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条に規定する条例の見直しの検証」について、下記のとおり答申します。

記

日進市自治基本条例第28条の規定に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかについて、社会情勢の変化や他市条例との比較等を踏まえ、様々な視点から検証した結果、現時点において、本条例の改正は必要ないとの結論に至りました。

本条例をこれからも日進市の基本理念として有意義なものにするためには、市が本条例に示される精神を具体的な施策に反映し、実現することが重要です。

社会情勢は常に変化しているため、新たに重視すべき考え方や新しく保護されるべき権利について、課題意識を持ち続け、対応してください。

なお、本条例を運用していく中では、時代に合わせて用語や解釈を明確にする必要があると考えられますので、『日進市自治基本条例の解説』の改定について、検討をしてください。